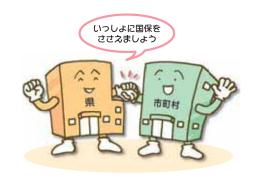
4月から国保制度が変わります!

問い合わせ 国保年金課(☎内線311、320)

県と市町村で国保を運営します

市町村国保は、勤務先の健康保険などほかの医療保険に加入してい ない人が、加入する医療保険です。そのため、勤務先の健康保険など と比べると、高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低い構造となっ ています。そこで、県と市町村は、県が主体となって市町村国保の安 定的な財政運営を図り、市町村事務の効率化・標準化を推進します。



変わること

①被保険者証などの様式が変わります

4月1日以降に新たに本市で国保に加入される皆さんは新様式での発行になります。 すでに交付済みの被保険者証・限度額適用認定証・高齢受給証・資格証などについては有効期限までそのま まお使いください。

②高額療養費の多数回該当(※1)の算定回 数が、県単位で通算され加入者の負担が軽 減されます

同一県内他市町村への転出などであって、 一定の条件を満たす場合には、平成30年4 月以降の療養において発生した高額療養費 の多数回該当の算定回数も、通算されるよ うになります。

同一県内市町村間での住所異動にともなう高額療養費の多数回該当の判定例 7月 8月 9月 10月 11月 12月 6月 1月目 2月目 3月目 1月目 2月目 3月目 4月目 これまで ここから該当 1月目2月目3月目4月目5月目6月目7月目

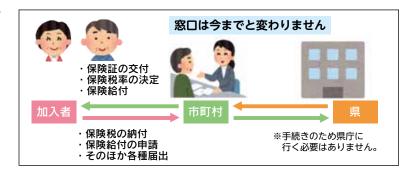
過去 12 カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合4回目以降の **※** 1 限度額が下がります。

変わらないこと

①各種届出の窓口はこれまでどおり市町村です 国保加入・喪失の手続きや、療養費の支 給申請などの手続きはこれまでどおりお住 まいの市町村で行ってください。

②医療機関の受診方法は変わりません 国保加入者の、医療費の負担割合は1~ 3割です。

被保険者証を提示して受診してください。



4月から65歳以上で医療療養病床に入院して いる皆さんの光熱水費の負担が変わります

4月から、医療療養病床に入院している 65歳以上の皆さんの光熱水費の負担額を表 のように見直します。

問い合わせ

国保年金課 国保年金係(☎内線311、320) 国保年金課 公費医療係(☎内線305、315) 福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎(651)3111

ご負担いただく1日あたりの光熱水費

医療療養病床に 入院している 65 歳以上の人	平成 30 年3月まで	平成 30 年4月から
・医療の必要性の 低い人	370円	370円
・医療の必要性の 高い人 (指定難病の人以外)	200円	370円
・指定難病の人 ・老齢福祉年金受給者	0円	0円